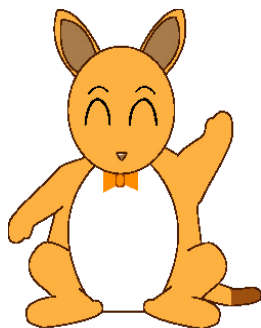
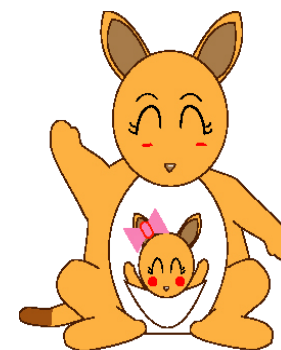


第3回 府中市保育検討協議会 資料



平成24年11月5日
子ども家庭部 保育課



I. 府中市における子育て支援

1. 府中市の子育て支援

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育て中の親が孤立化し、子育ての不安感や負担感の増大しています。このことを踏まえて、市の取り組みとして、待機児童の解消や保育サービスの充実等の顕在的なニーズへの対応のみならず、地域で過ごしている多くの在宅子育て家庭の潜在的なニーズに対する支援へのアプローチを更に強化するとともに、地域全体で子育てを支える環境整備を推進する必要があります。

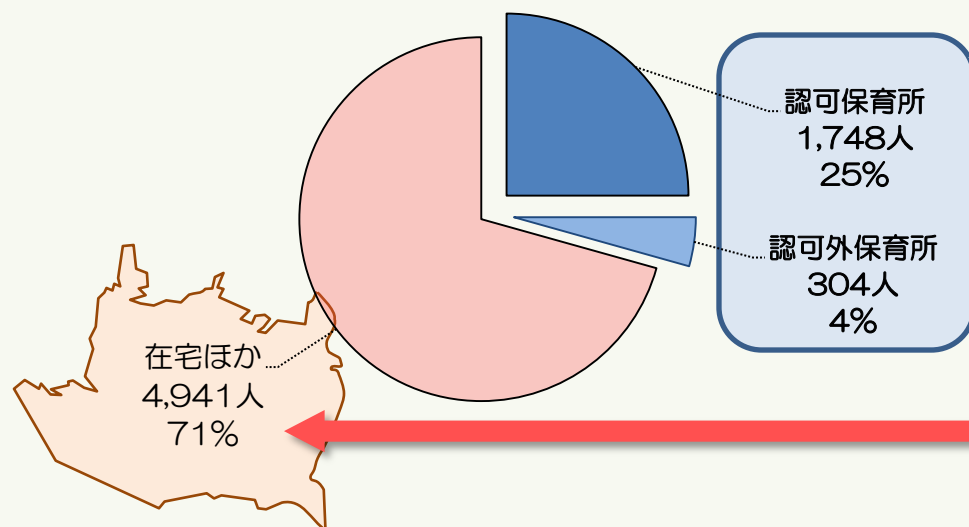
背景

- 3歳未満児の約71%が在宅で子育て
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化
- 社会の育児に対する理解不足 など

課題

- 子育て家庭の孤立化
- 子育ての不安感や負担感の増大

平成24年度府中市内の3歳未満児童の状況



【顕在的なニーズへのアプローチ】

- ① 待機児童の解消
- ② 多様な保育サービスの充実

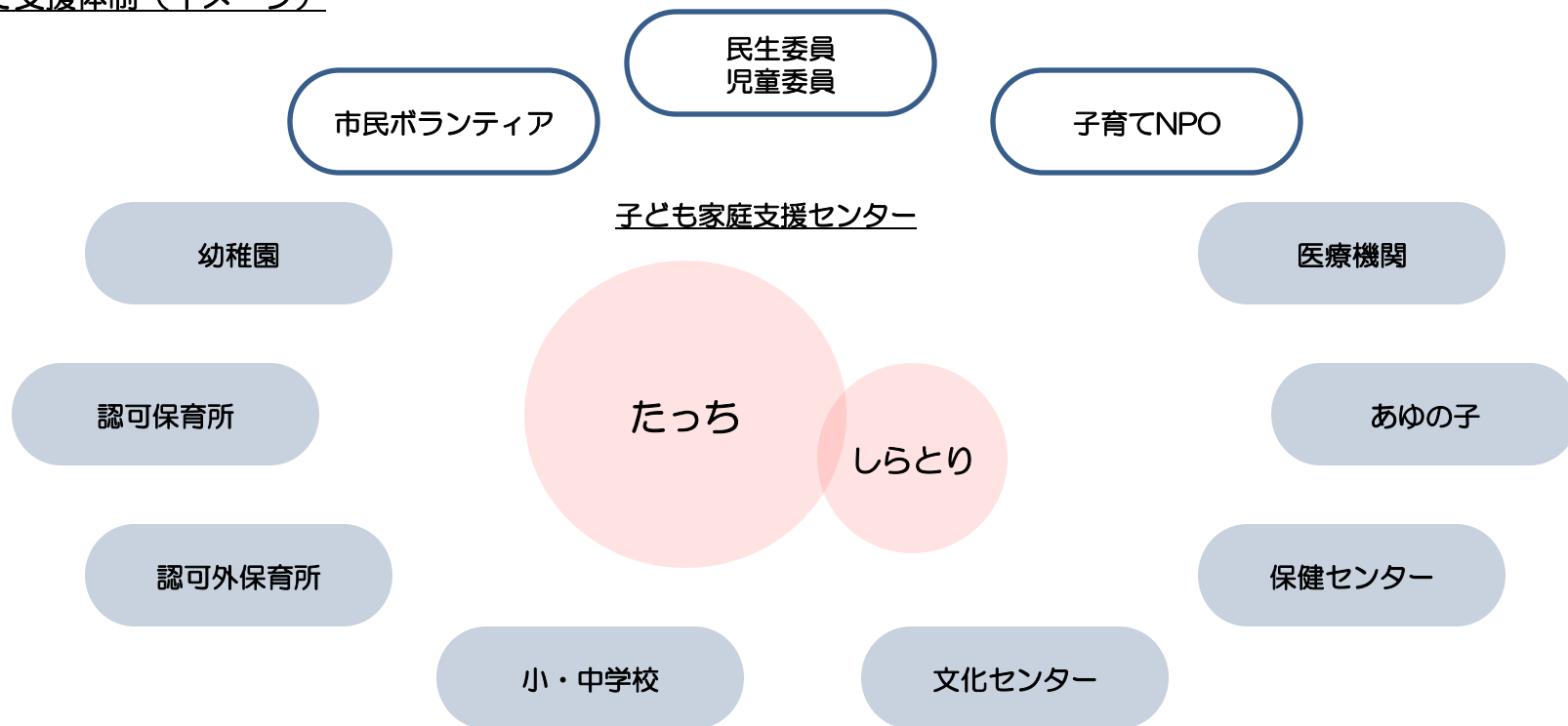
【潜在的なニーズへのアプローチ】

- ③ 地域の子育て支援の充実

2. 府中市の子育て支援体制（概要）

- 市では、子ども家庭支援センターを全市的な子育て支援の中核施設として位置づけるとともに、各地域に所在する保育施設や幼稚園等の施設が提供する各種サービスや民生委員や市民ボランティアなどの取り組みにより、子育て支援の充実が図られています。

子育て支援体制（イメージ）



（参考）子育て家庭への経済的支援の概要

●児童手当

家庭等の生活の安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給する制度（所得制限あり）

0～3歳未満（一律15,000円）、3歳～小学校修了まで（第1子、第2子:10,000円、第3子以降:15,000円）中学生 一律10000円

※ 所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）

●医療費の助成

怪我や傷病などでの医療機関に受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する制度

市では、中学生迄の乳幼児の医療費については所得制限なく全額助成（平成21年10月から）

小・中学生の医療費助成を所得制限及び一部の自己負担もなく行っているのは、近隣26市で府中市と武蔵野市の2市となっています。

3. 府中市の子育て支援（概要）

- 子育て支援事業の実施については、平成15年の児童福祉法の改正により、区市町村に子育て支援事業の実施に必要な措置の実施に係る努力義務が規定されています。市では、次のとおり各種事業に取り組んでいます。
- 府中市による子育て支援事業は、他市の実施状況からも幅広く実施していることが分ります。

子育て支援事業の実施状況（他市比較：26市人口10万人以上）

事業名	府中	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	昭島	調布	町田	小金井	小平	日野	東村山	国分寺	東久留米	多摩	西東京
子ども家庭支援センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域子育て支援拠点（子育てひろば）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ショートステイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
トワイライトステイ	●	●			●			●	●			●					
一時預かり・特定保育	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
病児・病後児保育	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●		●	●
産前産後家庭サポート事業	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	
ファミリー・サポート・センター	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

平成24年5月現在 ●：実施

資料：東京都福祉保健局ホームページ（とうきょう子育て応援Navi在宅サービス）

その他の子育て支援事業

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

出生通知票をもとに、保健センターの保健師・助産師が乳児のいる家庭に伺い、赤ちゃんの体重測定をはじめ、育児やお母さんの健康についての相談、赤ちゃんの保健サービスについて案内する新生児訪問を実施する事業

●養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

乳幼児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等に、養育が適切に行われるよう、子ども家庭支援センターの職員が養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

●放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から小学3年生までの児童を対象として、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業

●放課後こども教室

小学生を対象に、放課後の小学校施設を活用して「遊びの場・学びの場」（居場所）を提供し、子どもたちの健やかな成長を支援する事業

4. 府中市の子育て支援の中核施設（子ども家庭支援センター）

- 東京都では、住民が身近なところで気軽に相談でき、適切な支援やサービスの利用ができる環境整備を目的に、平成7年度から、子ども家庭支援センター事業を開始し、当該施設の設置を促進してきました。
- 平成7年度に都内で第1号の子ども家庭支援センターとして「しらとり」を開設し、その後、平成16年度に府中市の中心である京王線府中駅前に子ども家庭支援センター「たち」を開設し、子育て支援の中核施設として、互いの施設機能を活かしながら、子育て家庭支援の充実に取り組んでいます。

<子ども家庭支援センターの基本的役割>

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① すべての子どもと家庭を対象にする | ② 子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じる |
| ③ 子どもと家庭の問題へ適切に対応する | ④ 地域の子育て支援活動を推進する |
| ⑤ 子どもと家庭支援のネットワークをつくる | ⑥ 児童虐待の相談・通告を受け、必要な対応をする |

参考：東京都子ども家庭支援ガイドライン

子ども家庭支援センターたち



- | | |
|----------------|--------------------|
| ○ 総合相談事業 | ○ 子育てひろば事業 |
| ○ 児童虐待対応 | ○ リフレッシュ事業（一時預かり等） |
| ○ 要保護児童対策地域協議会 | ○ ファミリーサポート事業 |
| ○ 育児支援家庭訪問事業 | ○ 各種子育て講座等 |

子ども家庭支援センターしらとり



- | | |
|------------|-------------|
| ○ 夜間総合相談事業 | ○ 子育てひろば事業 |
| ○ ショートステイ | ○ トワイライトステイ |
| ○ 各種子育て講座等 | |

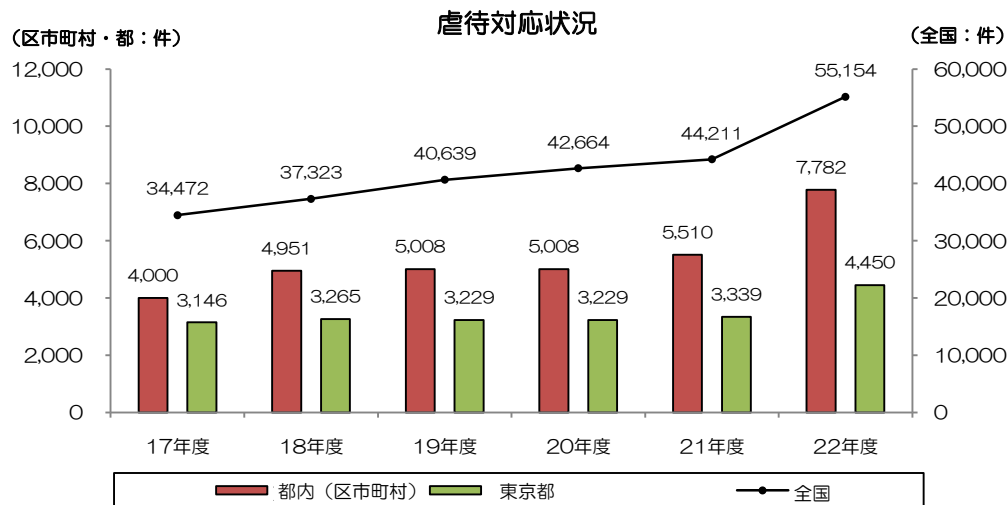
5. 府中市の子育て支援の中核施設（子ども家庭支援センター）

- 総合相談件数のうち、「児童虐待」と「養育困難」を合わせた割合は、相談件数全体の約50%で推移しており、全国の児童相談所の児童虐待の対応状況は、増加傾向にあります。
- 要保護児童等の早期発見並びにその適切な保護及び支援を図るため、関係機関等が相互に情報提供や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応してくため、要保護児童対策地域協議会を組織していますが、子ども家庭支援センター「たち」は、当協議会の調整機関になっています。なお、幼稚園や保育所の代表者も当協議会に関っています。

府中市：子ども家庭支援センター総合相談件数

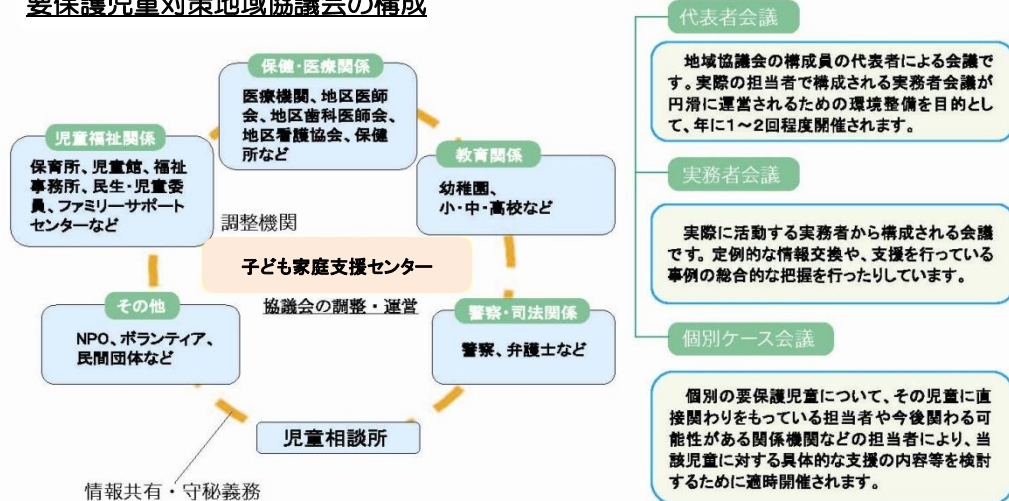
区 分	H19年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
育児相談	210	258	193	186	203
児童虐待	180	182	129	224	170
養育困難	173	198	197	214	207
育 成	37	33	27	29	40
不 登 校	17	20	19	10	18
障 害 等	27	28	34	24	27
保健相談	33	42	34	72	55
非 行 等	0	4	1	1	7
そ の 他	60	48	30	70	60
計	737	813	664	830	787

資料：子ども家庭部子育て支援課



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

要保護児童対策地域協議会の構成



要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

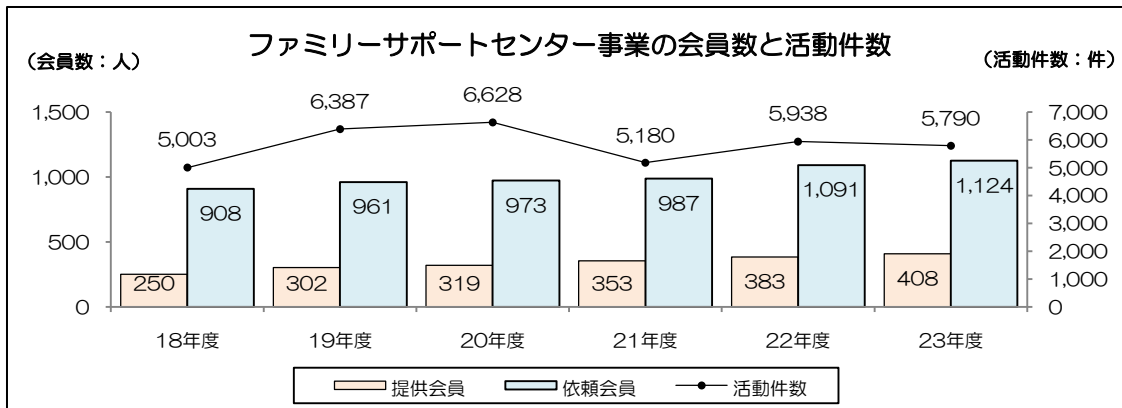
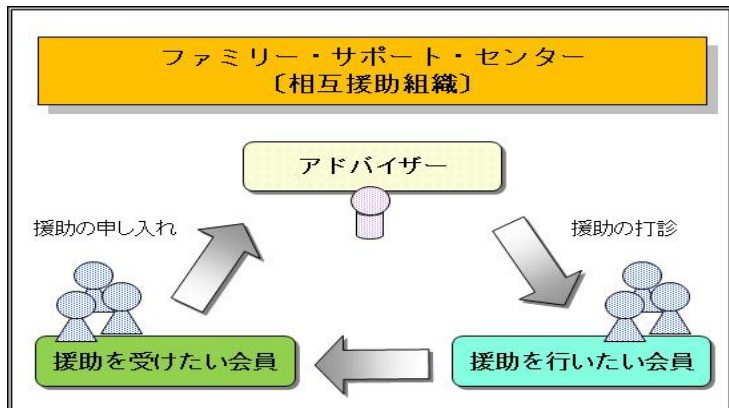
平成16年の児童福祉法の改正により法定化された協議会であり、虐待を受けた児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワークをいいます。参加機関や施設などには、罰則付きの守秘義務が課せられることとなっています。

6. その他の子育て支援サービス（概要）

- 多様な主体や施設により、次のとおり子育て支援サービスが展開されています。ファミリー・サポート・センターでは、援助を受けた会員（依頼会員）と援助を行いたい会員（提供会員）ともに会員数が伸びていますが、活動件数としては微減の傾向にあることから、今後は提供会員を増やしていく取り組みが課題となっています。

平成24年4月現在

事業名	概要	実施体制
ショートステイ	保護者が病気・出産・出張などの理由で子どもの養育が一時的に困難なとき、7日間を限度に子どもをあずかり、食事や通園通学の援助をする事業	○子ども家庭支援センターしらとり
トワイライトステイ	共働きや残業などで帰宅が遅い家庭の子どもを午後5時から午後10時の間であずかる事業（施設までの送迎も有）	○子ども家庭支援センターしらとり 1か所 ○認可保育所（公設民営） 1か所
一時預かり・特定保育	一時預かり：保護者の傷病、入院、就労又は育児等に伴う精神的・身体的負担の軽減のため、より、一時的に児童を保育する事業 特定保育：断続的な就労で1ヶ月で概ね64時間以上保育に欠ける児童を保育する事業 （注記）認可外保育施設では施設規模が認可保育所と比べ、専用スペースを設けることが困難であることから、空き定員のなかで実施	○認可保育所 13か所 （内訳：公設民営 1か所・民設民営 12か所） ○認可外保育施設 7か所 （内訳：認証保育所 6か所・保育室 1か所） ○子ども家庭支援センターたち 1か所
病児・病後児保育	医療機関や保育所等の施設の専用スペースで病児・病後児を一時的にあずかる事業（第2回資料）	○医療機関併設 1か所 ○私立保育園（民設民営） 1か所
産前産後家庭サポート事業	妊娠中または出産後の体調不良等により家事や育児が困難な方や、多胎のお子さんを出産し育児中の方に援助者を派遣し支援する事業	ONPO法人 2法人
ファミリー・サポート・センター事業	育児の手助けをして欲しい方（依頼会員）と手助けをしたい方（提供会員）が、お互いに助け合い育児のサポートを行う相互援助活動事業	下表参照



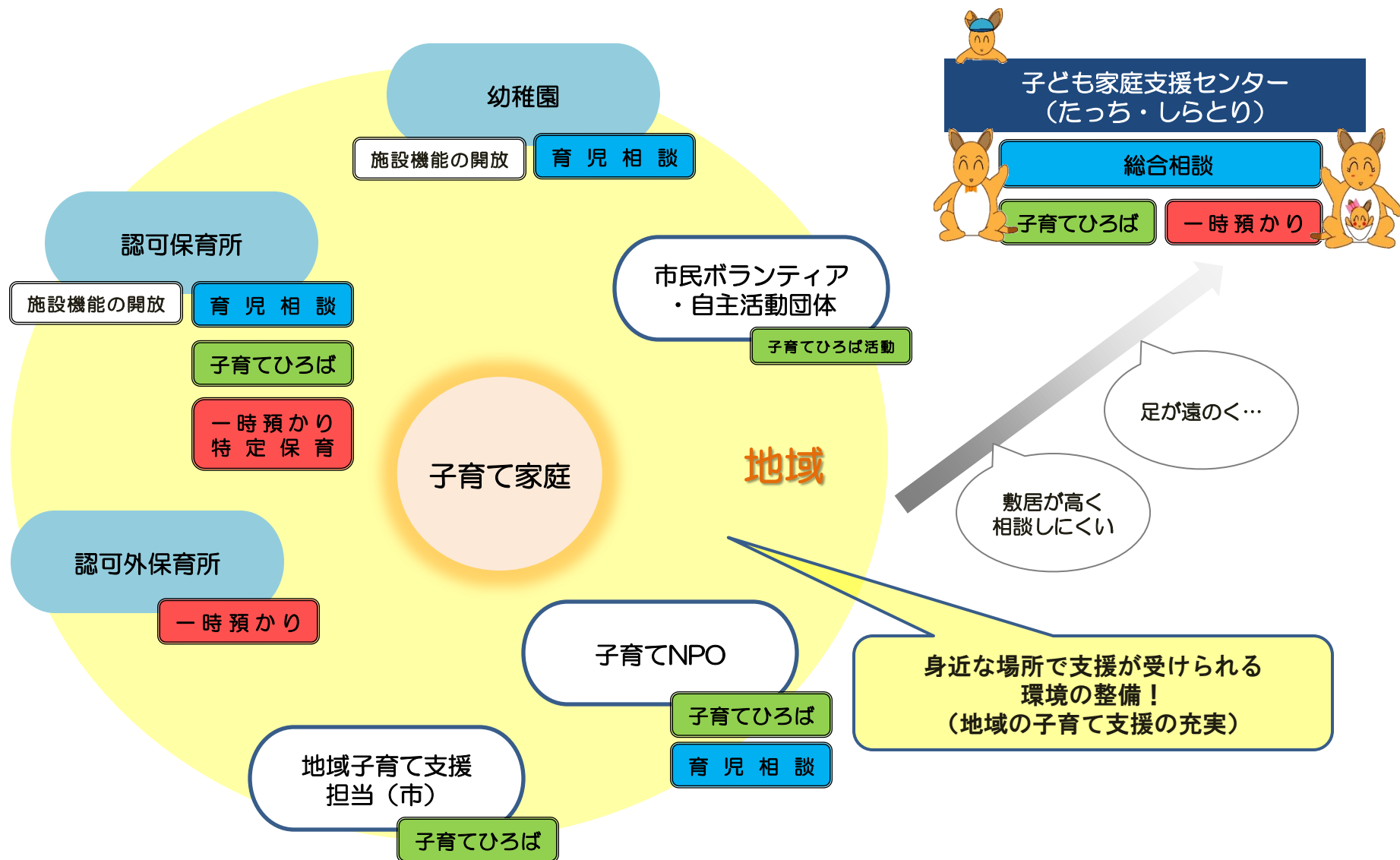
※両方会員は、提供会員及び依頼会員数に計上

資料：子ども家庭部子育て支援課

Ⅱ．地域における子育て支援

1. 地域における子育て支援

- 府中市の子育て支援は、核家族化が進み地域とのつながりが希薄化するなか、子育て家庭の孤立化が課題であることから、日々、過ごしている地域や地域を越えて親子の交流や子育て支援を受けることができるような環境を整備する必要があります。
- 地域における子育て支援の充実は、市民意向調査からも高い期待が寄せられています。（第1回資料より）



2. 地域における子育て支援（施設における支援）

○ 児童福祉法及び学校教育法により、保育所や幼稚園において在宅で子育てを行っている保護者の支援を行うこととされています。また「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」においても在宅子育て支援に努めることとされています。各施設においては、その地域の特徴や施設の特徴を踏まえた支援を行う必要があります。

児童福祉法

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

学校教育法

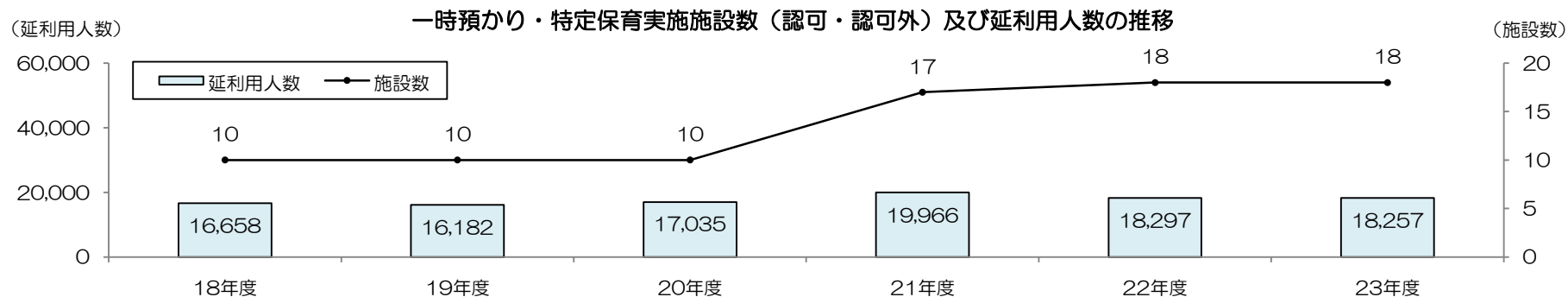
第24条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

保育施設や幼稚園で実施している子育て支援関連事業

事業名	概要	認可保育所 （公営）	認可保育所 （民営）	認可外 保育所	市 立 幼稚園	私 立 幼稚園
園庭開放	園庭の遊具での親子遊びや在園児童との交流と育児相談	15か所 ／15か所	15か所 ／26か所	0か所 ／15か所	3か所 ／3か所	3か所 ／17か所
子育て相談	電話・来所による各施設職員の専門性を活かした育児相談等	15か所 ／15か所	23か所 ／26か所	15か所 ／15か所	3か所 ／3か所	15か所 ／17か所
一時預かり・ 特定保育	P 8参照	0か所 ／15か所	13か所 ／26か所	7か所 ／15か所 (空定員内)	—	—
未就学児保育	幼稚園未就園児や入園前の年齢の幼児を対象にした保育 や教室を実施	—	—	—	0か所 ／3か所	14か所 ／17か所

3. 地域における子育て支援（施設における支援：一時預かり・特定保育）

- 一時預かり・特定保育については、平成21年度に延利用人数が最も増加し、その後は微減となっています。平成21年度は、認可保育所の待機児童数の増加がピークとなった年度と重なるため、多くの待機児童が一時預かりを利用したことが考えられます。
- 市の北西部エリア（破線内）では、一時預かり・特定保育事業を実施している施設（認可保育所）が無いため、エリア間で実施状況に差が生じています。

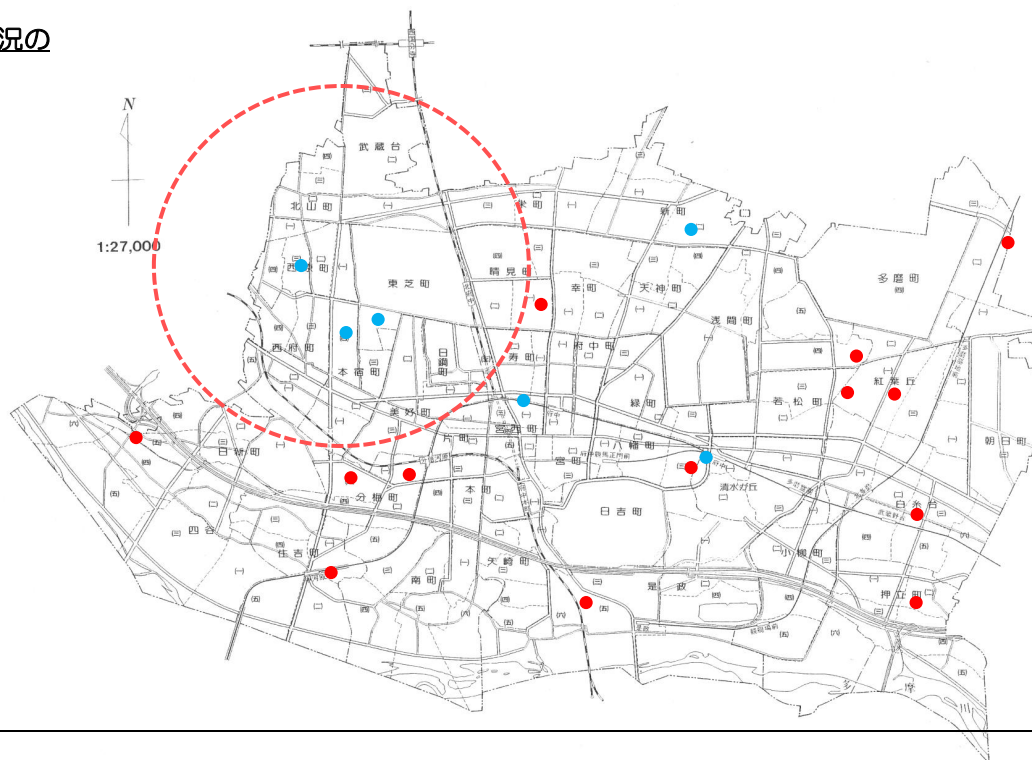


一時預かり・特定保育事業の実施状況の
市内分布図（平成24年4月現在）

- 【凡例】
- 一時預かり・特定保育（認可保育所：定員有）
 - 一時預かり（認可外保育施設：定員無）

○ 注記

認可保育所は専用スペースに応じた定員が設定されています。
一方、認可外保育施設は、入所児の空き定員を利用し、実施していることから、定員を設けていません。また、受入可能人員は、認可保育所の方が大きくなっています。



4. 地域における子育て支援（子育てひろば：私立保育園・NPOへの委託事業）

- 子育てひろば事業は、在宅子育て家庭の親同士の交流や親子のふれあいの場を提供し、子育てに関する相談・助言等を行うことで子育て不安を解消することを目的とし、市が社会福祉法人やNPOに委託し、認可保育所、子ども家庭支援センターや商店街の空き店舗等の様々な場所で実施しています。当事業については、平成8年から実施されていますが、近年では、私立保育園の新設に併せて事業の拡大を図っています。

子育てひろば

基本 内容

①交流の場の提供・交流促進
③子育てに関する相談・援助

②地域の子育て関連情報提供
④子育て・子育て支援に関する講習等の実施

事業 類型	開設日数	実施場所	事業概要	現在（H24.4月）の実施体制（委託先）	
A型	相 談：週5日以上 ひろば：週3日～月1日	保育所、 児童館等	施設機能を活かしながら、相談やひろば（親子の交流）のほか、子育て講座や子育てサークルの育成を行う	○認可保育所 （社福8か所、NPO1か所）	9か所
B型	週5日以上・ 1日5時間以上	保育所、医療 施設ほか、地 域に向いた 活動展開	地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、地域のひろば事業（A型）、その他子育て支援活動団体等との連携を図りながら相談やひろば（親子の交流）などを実施	○子ども家庭支援センターしらとり （社福）	1か所
C型	週3日以上・ 1日5時間以上	公共施設、 空き店舗	常設の集いのひろばを設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施する。	○子ども家庭支援センターたち （社福） ○Babycafe（NPO）	2か所

子育てひろば事業の実施か所数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
施設数	4	4	6	6	7	8	9	10	12

5. 地域における子育て支援（子育てひろば：私立保育園・NPOへの委託事業）

- 子育てひろば事業では、13ページの子育てひろばのほかに、市民ボランティアがNPOの支援を受け、2か所の文化センターの児童館において親同士や子ども同士のふれあい交流の場を提供する「までいひろば」を実施しています。また、地域の公会堂を利用し、自主的に子育てひろば事業を実施する団体を助成することで、ひろば事業の拡充を図っています。（地域子育てひろば活動支援事業）
- 市の西部エリア（破線内）では、ひろば事業を実施している施設が少ないことから、一時預かりと同様に、当事業についてもエリア間の実施状況に差が生じています。

【凡例】



子供家庭支援センター



子育てひろばA型



子育てひろばB型



子育てひろばC型



子育てひろば（市独自：までいひろば）



地域子育てひろば活動支援事業

子ども家庭支援センター及び子育てひろばの
実施場所 分布図（平成24年4月現在）



6. 地域における子育て支援（保育課地域子育て支援担当：市直営事業）

- 市では、平成14年度より市立保育所の職員が分担し「子育て支援事業」の実施を開始しました。平成19年度より市立保育所から独立した形で「地域子育て支援担当」として子育て支援専任の保育士を配置しました。現在、市内を4つのエリアに分割し、各エリアを専任職員1名が担当し、各エリアの市立保育所との連携により事業を展開しています。

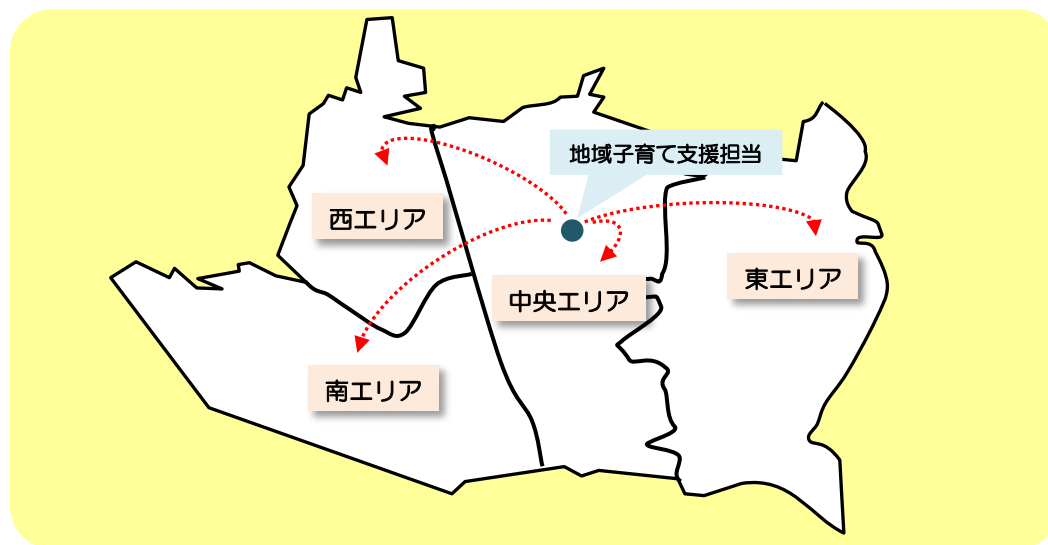
① 地域子育て支援担当

【実施体制】主査（係長級）1名と専任保育士4名

【役割】○主査（係長級）：総括・関係機関との連携調整等

○専任保育士：市内を4分割したうちの1つのエリアを主に担当し地域支援を展開

子ども家庭部保育課



② 市立保育所15か所

○拠点保育所（各エリア1か所）を中心に、地域子育て支援担当と連携し、各保育所の保育士の活用や施設の提供などによるソフト・ハード両面にわたる支援

○各エリアにおける望ましい支援サービスやニーズを把握し、地域子育て支援担当と共有

③ 管理係・待機児童解消担当

7. 地域における子育て支援（地域子育て支援担当：市直営事業）

○ 地域子育て支援担当の取り組みは、市立保育所はもとより、地域の資源（文化センターや公会堂等）を活用するとともに、市民ボランティアをはじめ子ども家庭支援センターや保健センター等の関係機関と連携しながら、地域子育て支援事業を実施しています。

取り組みの方向性

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 交流の場の提供・交流促進 | ② 子育てに関する相談・援助 |
| ③ 地域の子育て関連情報提供 | ④ 地域内での自発的・自立的な活動の援助 |
| ⑤ 要保護児童家庭などに対する個別的支援 | ⑥ 市民との協力関係の構築 |

事業名	概要	実施施設	実施頻度
子育てひろば 「ポップコーン」	子育てボランティアとともに、親と子のふれあいや子育て中の親同士が交流を深める場を提供する	文化センター 総合体育館等	週1日×6か所
子育てひろば 「ポップコーン・パパ」	子どもと関わる方法を知り、家庭で発揮する力を促すため、父親が子どもと向き合い、ふれあってあそぶ楽しさを実感する機会を提供する	市立保育所 (拠点保育所)	月1日×4か所
子育てひろば 「すきっぷ」	自宅の身近な場所に気軽に出向き安全にあそぶことのできる場の提供と育児の悩みを、地域の子育て仲間や保育士に相談できる機会を提供する	市立保育所 文化センター	月1日×18か所
子育てひろば 「ほののぼ」	年齢や発達にあったあそびや親子で楽しめるあそびの経験を通し、子どもの育ちや関わり方を知る機会をつくり、子育て仲間のグループ化を図る	文化センター	年4日×2か所
子育てサロン 「ぬくぬく」	家庭にこもりがちな0歳児の親の居場所として、近隣の子育て仲間と出会いおしゃべりを楽しむ場を提供する	市立保育所 (拠点保育所)	年8日×4か所
公会堂ひろば 「ここん」		地域公会堂	年1日×2か所
はじめてアート	在宅で子育てをしている保護者が日常から離れた場でリフレッシュする機会を提供する。	府中市美術館	年1日×5か所

関係機関との連携

●要保護児童対策地域協議会 虐待予防分科会

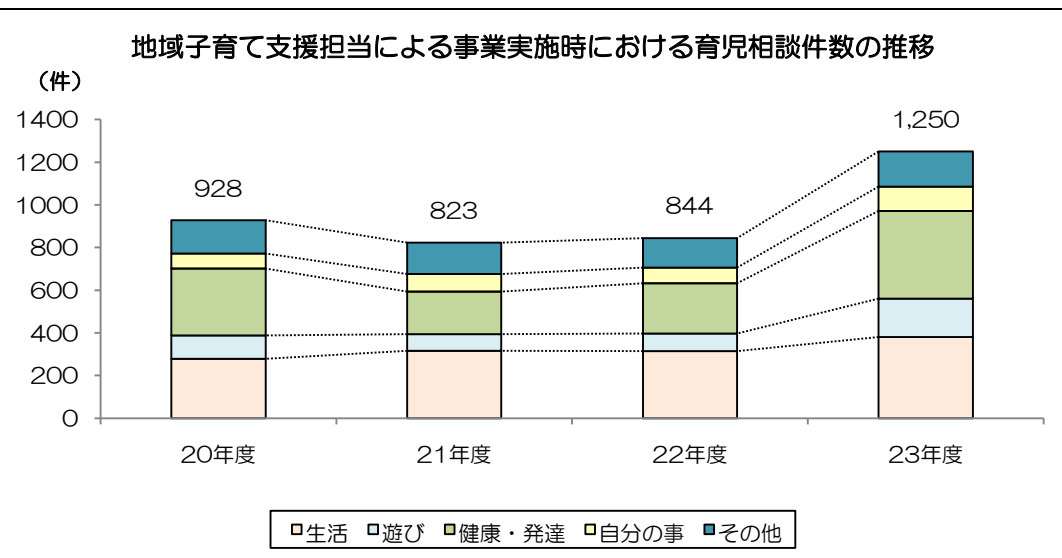
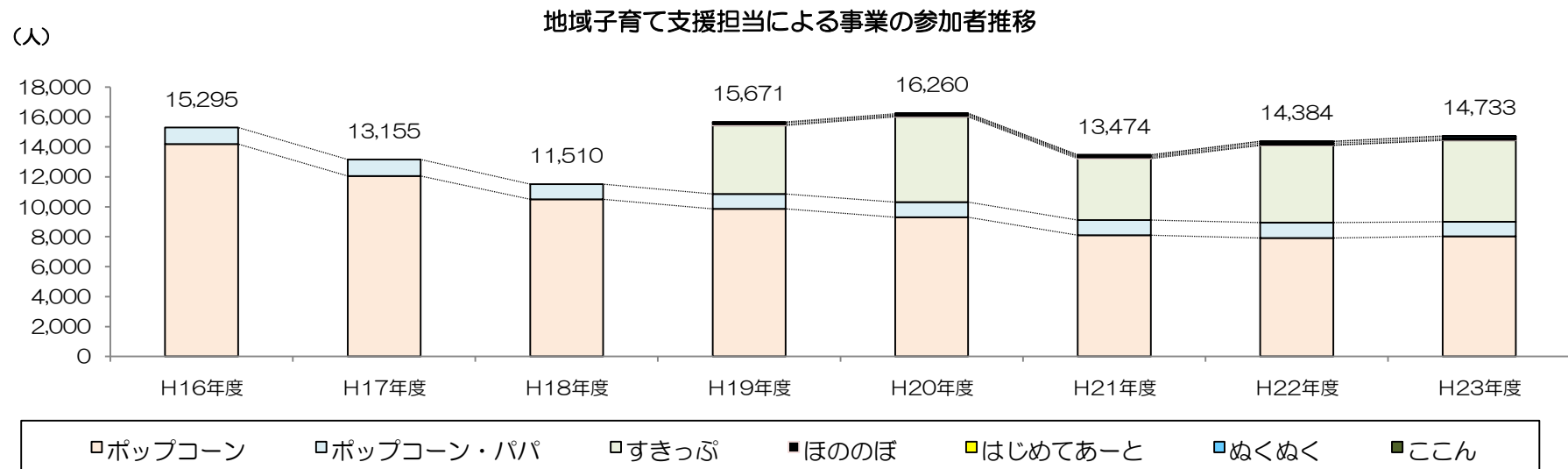
子ども家庭支援センターや保健センターとともに、個別支援が必要な要保護児童・家庭について情報交換を行い、具体的な支援の内容等を検討する。

●親支援グループ「プアマナ」（子ども家庭支援センター「たち」実施事業）

育児不安や夫婦関係のトラブルなどで育児に大きなつまづきを持つ保護者を対象にグループで悩みを語り合い、子どもとの関係をみつめるとともに自分なりの育児をみつけ、成長する場を提供する。

8. 地域における子育て支援（保育課地域子育て支援担当：市直営事業）

- 参加者数の推移をみると、専任の職員を配置した平成19年度に、イベントメニューを増やしたことにより、参加者数が増加しています。しかし、地域子育て支援担当による事業の核となる「子育てひろばポップコーン」の参加者数は、減少傾向にあります。
- 事業実施時に育児相談を受けていますが、相談件数は、集計を開始した平成20年度～平成22年度まで概ね横ばいで推移していましたが、平成23年度に増加しています。



9. 地域における子育て支援（保育課地域子育て支援担当：市直営事業）

- 事業の実施状況に偏りが生じないように配慮し、全市的に実施していますが、施設の配置等の要因により、子育てひろばポップコーン等の事業が実施されていないエリア（青破線内）があります。

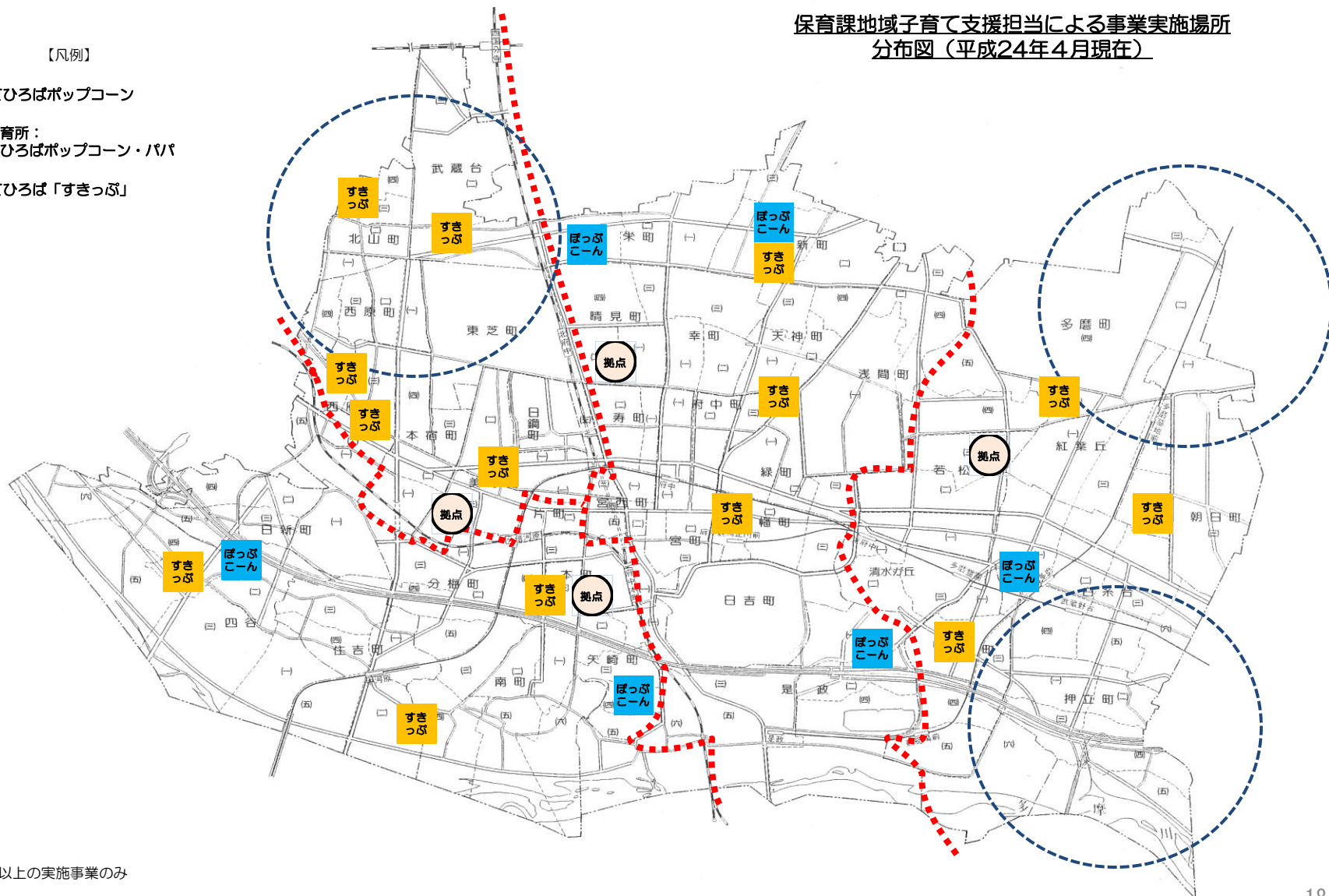


子育てひろばポップコーン

拠点 拠点保育所：
子育てひろばポップコーン・パパ

子育てひろば「すきっぷ」

保育課地域子育て支援担当による事業実施場所
分布図（平成24年4月現在）



※月1回以上の実施事業のみ